（別添３－３）

事　務　連　絡
令和８年４月９日

各　都道府県
　　市区町村　　養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例について

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームにつきましては、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について」（令和８年１月 13 日老高発 0113 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下、「通知」という。）において、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、令和７年度補正予算における介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業、令和８年度介護報酬改定における改定率等を踏まえ、勤務する職員の処遇改善を図ることができるよう、各自治体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定をお願いしております。

今般、老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例について下記のとおりまとめましたので、改定に当たっての参考としていただきますようお願いいたします。

連絡先：
厚生労働省老健局高齢者支援課予算係
電話：03-5253-1111（内線 3925、3926）
E-mail：kourei-yosan@mhlw.go.jp

記

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の具体例

１　各種改定に向けた基本的な考え方

養護老人ホームについては、「老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124001 号）の別紙１「老人保護措置費支弁基準」（以下、「支弁基準」という。）により、また、軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530003 号）の別紙「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」により、支弁額や利用料等を示している。

養護老人ホームの支弁額及び軽費老人ホームの利用料等については、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において、随時、改定を行っていただいているところであるが、支弁額等について、改定する費目や具体的な算定方法の例を以下２～４のとおり示すので、改定の参考としていただきたい。

２　介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（令和７年度補正予算）を踏まえた改定

（１）基本的な考え方

「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和７年 11 月 21 日閣議決定）に基づく令和７年度補正予算では、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、介護分野につき、

① 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援として 1.0 万円／月相当

② 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せとして、0.5 万円／月相当

③ 介護職員の職場環境改善の取組を実施している事業者に対する上乗せとして、0.4 万円／月相当

の支援を行うこととされた。（対象期間：令和８年５月までの賃金引上げ相当分）

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員は、当該補正予算事業の対象とはされていないが、業務内容に鑑みれば同様に処遇改善を図ることが適切である。

そのため、養護老人ホームの一般事務費や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額、あるいは既に設定されている処遇改善加算等について、必要な改定を行っていただくよう、通知において依頼したところ。

（２）支弁額等の改定の具体例について

上記（１）①から③を踏まえて、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの職員について処遇改善を図る観点から、養護老人ホームに交付される老人保護措置費に係る支弁額（一般事務費）や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額（事務費）等を改定する場合、以下のように行うことが考えられる。

【考え方】

- ①職員１人当たり月額 1.0 万円、加えて、②生産性向上や協働化にかかる取組を実施している場合は介護職員１人当たり月額 0.5 万円、③職場環境改善にかかる取組を実施している場合には介護職員１人当たり月額 0.4 万円分を増額する。
- 上記各項目の増額分を、入所者１人当たりの支弁額等に置き換えて、具体的な増額幅を算定する。

【具体的な算定方法の例】

ア　対象職員数（月平均）

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの各月の職員数（（１）②③の介護職員は養護老人ホームにおいては支援員、軽費老人ホームにおいては介護職員。いずれも常勤換算した数とする。）から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数（常勤換算）を除いた数を求め、それを 12 ヶ月分合計した数を 12 で除して、「対象職員数（月平均)」を求める。

イ　処遇改善総額（月額）

下記①から③の合計額により、処遇改善総額（月額）を求める。

①「対象職員数（月平均)」×1.0 万円により、処遇改善分（月額）を求める。

②「対象介護職員数（月平均)」×0.5 万円により、生産性向上等の取組（※１）上乗せ分（月額）を求める。

③「対象介護職員数（月平均)」×0.4 万円により、職場環境改善等の取組（※２）上乗せ分（月額）を求める。

※１　スマートフォンによる記録、見守りセンサーやインカムの活用等の取組等。

※２　業務改善を目的とした、人材確保や整理・整頓・清掃の職場環境整備に向けた取組等。なお、※１の取組を行っている場合は、要件を満たしているものとして取り扱う。

ウ　対象入所者１人当たりの処遇改善額（月額）

「処遇改善総額（月額)」を「対象入所者数（一般入所者数)」で除することによって「対象入所者１人当たりの処遇改善額（月額)」を求める。

エ　「対象入所者数」については、次の点に留意し算定する。

（ア）入所者数（特定施設入居者生活介護を除く）の年間の延べ実入所日数を求め、それを 365 で除して、「対象入所者数（年平均)」を求める。

（イ）対象入所者数（年平均）に毎年変動がある場合は、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整する。

（ウ）各自治体の老人保護措置費支弁基準が、入所者数の 10 人刻みなどのランクで定められている場合、仮に実際の入所者が各ランクの最低人数となった場合であっても、職員１人当たり月額 1.0～1.9 万円の処遇改善が実現できるように改定することが適当である。

例として、介護従事者数が常勤換算で 15 名、支援員数が常勤換算で８名、入所者数が年平均で 50 名の養護老人ホームにおける引上げ額は、次ページのとおりとなる。

2　関連　介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（令和7年度補正予算）を踏まえた養護・軽費老人ホームに関する基準額改定の例

○　**令和７年度補正予算「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」**では、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を行うとともに、生産性向上・協働化に取り組む事業者の介護職員を対象とした賃上げ支援の上乗せや、職場環境改善への支援措置を実施。

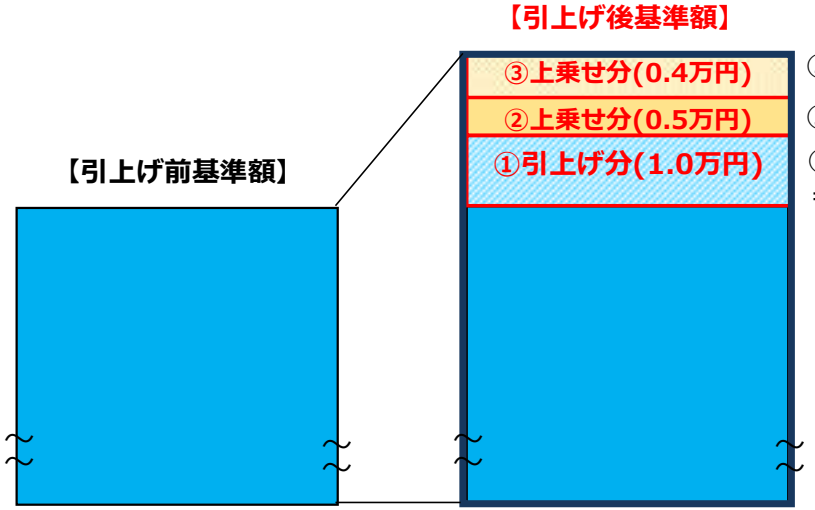
①介護従事者に対する幅広い賃上げ支援：１.0万円／月
②生産性向上等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ：0.5万円／月
③介護職員の職場環境改善の支援：0.4万円／月

○　これを踏まえて、**養護老人ホーム及び軽費老人ホームの職員について処遇改善を図る**観点から、**養護老人ホームの一般事務費や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額等を改定**する場合、例えば**以下のように行うことが考えられる**。

改定の例（養護老人ホームの一般事務費基準額）

※特定施設の指定を受けていない場合。金額は入所者1名・月当たり

■　介護従事者数（常勤換算）：15名、支援員数（常勤換算）：8名、入所者数（年平均）：50名　の場合



③支援員数8名×0.4万円÷一般入所者数50名＝640円
②支援員数8名×0.5万円÷一般入所者数50名＝800円
① 職員数 15名×1.0万円÷一般入所者数50名
＝3,000円

【引上げ額合計】
4,440円

■留意事項
国のR7補正事業は、令和8年５月分に相当する分までであることを踏まえること。

※上記の数値は一例であり、個々の施設における従事者数等に応じ適切に算定すること。
※軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額についても、上記と同様の方法で適切に算定すること。

３　令和８年度介護報酬改定を踏まえた対応

（１）基本的な考え方

「「強い経済」を実現する総合経済対策」において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和８年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和９年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を以下のとおり実施することとなった。

改定率　＋2.03％

（内訳）

○　処遇改善分＋1.95％（施行時期：令和８年６月）

① 介護従事者を対象に、幅広く月 1.0 万円相当の賃上げを実現する措置

②生産性向上等に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円相当の上乗せ措置

※合計で、介護職員について最大月 1.9 万円の賃上げ（③定期昇給 0.2 万円込み）が実現する措置

○　基準費用額（食費）の引上げ分＋0.09％（施行時期：令和８年８月）

・ 近年の食材料費の上昇や、令和７年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況等を踏まえ、100 円/日引上げ

（２）支弁額等の改定の具体例について

上記（１）を踏まえて、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの職員について処遇改善を図る観点から、例えば、養護老人ホームに交付される老人保護措置費に係る支弁額（一般事務費）や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額（事務費）等を改定する場合、以下のように行うことが考えられる。

【考え方】

- **①職員１人当たり月額 1.0 万円**、加えて、**②生産性向上や協働化にかかる取組を実施している場合は介護職員１人当たり月額 0.7 万円**、**③介護職員の定期昇給分として見込まれる額に相当する措置を実施する場合は介護職員１人当たり月額 0.2 万円分を増額**する。
- 上記**各項目の増額分を、入所者１人当たりの支弁額（措置費）等に置き換えて、具体的な増額内容を算定**する。

【具体的な算定方法の例】

１）処遇改善分について(令和８年６月以降実施)

処遇改善分については、「２　介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（令和７年度補正予算）を踏まえた改定」と同じく、養護老人ホームの一般事務費や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額について、既に設定されている処遇改善加算等を踏まえた単価から増額することが必要である。

具体的には、次のような考え方によって求めたウの額を、入所者 1 人当たりの一般事務費等に加算することが考えられる。

ア　対象職員数（月平均）

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの各月の職員数（下記イの②③の介護職員は養護老人ホームにおいては支援員、軽費老人ホームにおいては介護職員。いずれも常勤換算した数とする。）から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数（常勤換算）を除いた数を求め、それを 12 ヶ月分合計した数を 12 で除して、「対象職員数（月平均)」を求める。

イ　処遇改善総額（月額）

下記①から③の合計額により、処遇改善総額（月額）を求める。

①職員を対象に幅広く月 1.0 万円の賃上げ措置

「職員数（月平均)」×1.0 万円により、処遇改善分（月額）を求める。

②生産性向上等（※）に取り組む事業者の介護職員を対象に月 0.7 万円の上乗せ措置

「対象介護職員数（月平均)」×0.7 万円により、上乗せ分（月額）を求める。

③介護職員の定期昇給分として見込まれる額に相当する措置を実施する場合に月 0.2 万円の上乗せ措置

「対象介護職員数（月平均)」×0.2 万円により、上乗せ分（月額）を求める。

※スマートフォンによる記録、見守りセンサーやインカムの活用等の取組、業務改善を目的とした、整理・整頓・清掃等の職場環境の整備等の取組等。

ウ　対象入所者１人当たりの処遇改善額（月額）

「処遇改善総額（月額)」を「対象入所者数（一般入所者数)」で除することによって、「対象入所者１人当たりの処遇改善額（月額)」を求める。

エ　「対象入所者数」については、次の点に留意する必要がある。

・　入所者数（特定施設入居者生活介護を除く。）の年間の延べ実入所日数を求め、それを 365 で除して、「対象入所者数（年平均)」を求める。

・　対象入所者数（年平均）に毎年変動がある場合は、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整する。

・　各自治体の老人保護措置費支弁基準が、入所者数の 10 人刻みなどのランクで定められている場合、仮に実際の入所者が各ランクの最低人数となった場合であっても、職員１人当たり月額1.0～1.9 万円の処遇改善が実現できるように改定することが適当である。

例として、介護従事者数が常勤換算で 15 名、支援員数が常勤換算で８名、入所者数が年

平均で 50 名の養護老人ホームにおける引上げ額は、次ページのとおりとなる。

２）基準費用額（食費）の見直しについて(令和８年８月以降実施)

食材料費の増加等に伴う基準費用額の１日当たり 100 円の引上げを踏まえた対応については、老人保護措置費に係る支弁額のうち、生活費について改定することが考えられる。

具体的には、生活費のうち一般生活費について月額にて示していることから、一月当たりの金額として一律に 3,040 円（100 円×30.4 日）を引上げることとなる。

3　関連　令和8年度介護報酬改定を踏まえた養護・軽費老人ホームに関する基準額改定の例

○　**令和８年度介護報酬改定**では、期中改定として以下のとおり実施。

【処遇改善】

①介護従事者を対象に、幅広く賃上げを実現：1.0万円／月相当

②生産性向上等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ：0.7万円／月相当

※定期昇給0.2万円／月込みで、介護職員について最大月1.9万円

【基準費用額（食費）】

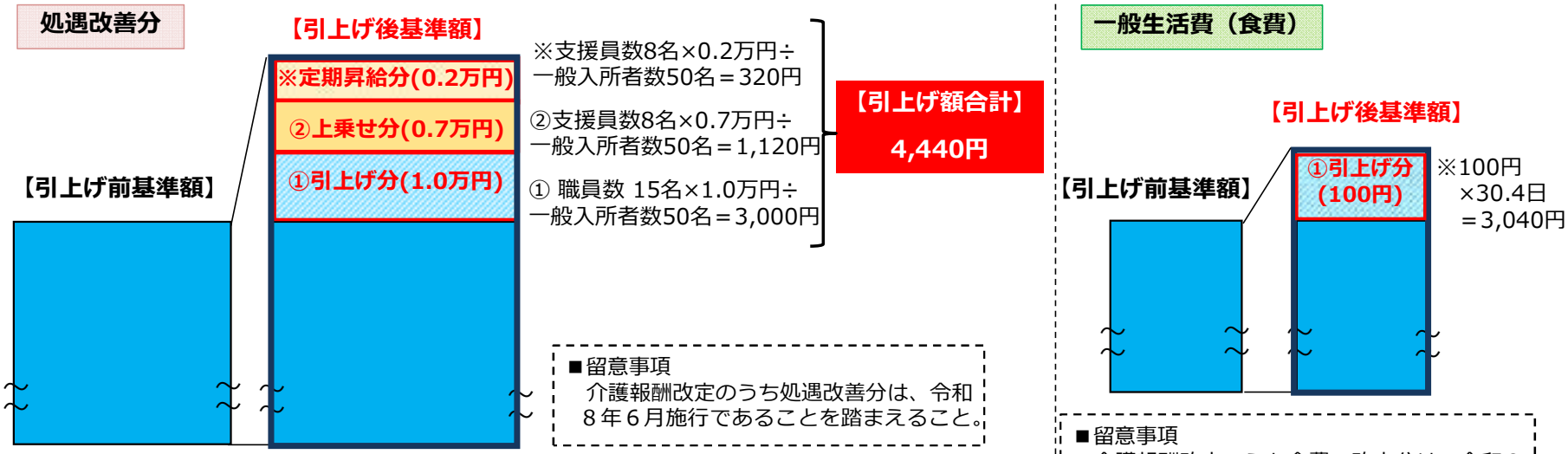
・入所者１人あたり日額100円の引上げ

○　これを踏まえて、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの職員について処遇改善を図る観点から、養護老人ホームの一般事務費や軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額等を改定する場合、例えば以下のような考え方に基づき行うことが考えられる。

改定の例（養護老人ホームの一般事務費・生活費基準額）

※特定施設の指定を受けていない場合。金額は入所者1名・月当たり

■　介護従事者数（常勤換算）：15名、支援員数（常勤換算）：8名、入所者数（年平均）：５0名　の場合



※上記の数値は一例であり、個々の施設における従事者数等に応じ適切に算定すること。

※軽費老人ホームのサービスの提供に要する基本額についても、上記と同様の方法で適切に算定すること。

４　地方自治体における独自改定について

（１）基本的な考え方

養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額については、上述の通知（令和８年１月 13 日発出）において、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体独自の改定を実施するよう依頼しているところ。しかしながら、「令和７年度養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査の結果について」（参考資料）によれば、厚生労働省より個別に通知等を発出し依頼した内容に基づく改定については、一定の取組が行われている一方、地方自治体独自の改定を実施している自治体は１割程度に留まっており、運営主体に対する支弁額等の改定が適時適切に行われていないケースが存在する。

（２）支弁額等の改定の算定方法の例について

上記（１）を踏まえて、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、養護老人ホームの事務費や生活費、軽費老人ホームの利用料や生活費等を改定する場合、以下のように行うことが考えられる。

①養護老人ホームについて

【考え方】

養護老人ホームに係る一般事務費及び一般生活費について、平成 18 年時点の支弁基準から特段の改定を行っていない場合、普通交付税の算定における被措置者１人当たり算入単価の平成 18 年から令和８年度の上昇率に相当する 1.44 倍に引上げる。

【具体的な算定方法の例】

地方交付税措置における被措置者１人当たり算入単価の上昇率（H18 年度から R8 年度で 1.44 倍）を踏まえた一般事務費及び一般生活費の改定を行う。

例として、入所者数が年平均で 50 名の養護老人ホームの場合は、以下の引上げ額となる。

・一般事務費：H18 基準額 119,900 円×1.44＝172,700 円

・一般生活費：H18 基準額 50,210 円×1.44＝72,300 円

（次ページ参照）

4　関連　養護・軽費老人ホームに関する地方自治体における独自改定の例

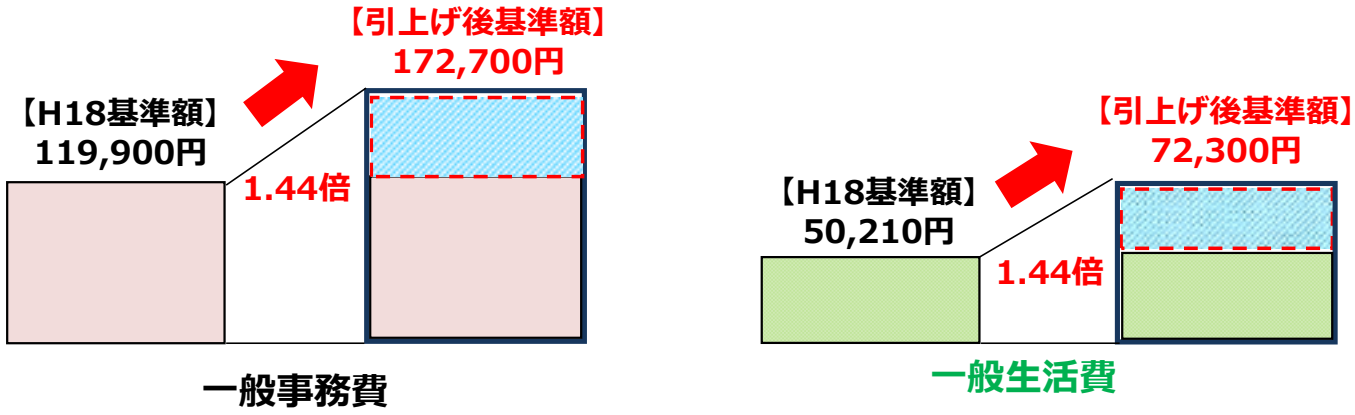
○　**養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額**並びに**軽費老人ホームの利用料及び徴収額**については、通知のとおり、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体独自の改定の実施を依頼しているところ。
○　養護老人ホームの事務費や生活費、軽費老人ホームの利用料基本利用料や生活費等を改定する場合、以下の考え方に基づき行うことが考えられる。

①養護老人ホームにかかる改定の例

※特定施設の指定を受けていない場合。金額は入所者1名・月当たり

■入所者数（年平均）：50名の施設の場合

地方交付税措置における被措置者１人当たり**算入単価の上昇率**（H18年度⇒R8年度で**1.44倍**）を踏まえて改定



※　上記を踏まえつつ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案の上、適切な方法で改定を行っていただくよう、積極的な対応をお願いする。
※　「H18基準額」は、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）の「老人保護措置費支弁基準」による額を用いたもの。

②軽費老人ホームについて

【考え方】

軽費老人ホームに係るサービスの提供に要する基本額（以下「サービス提供費」という。）について、平成 20 年時点の取扱基準から特段の改定を行っていない場合、国家公務員初任給の平成 19 年から令和７年度の上昇率に相当する 1.35 倍に引上げる。

【具体的な算定方法の例】

国家公務員初任給の上昇率（H19 年度⇒R7 年度で 1.35 倍）を踏まえたサービス提供費の改定を行う。

例として、入所者数が年平均で 50 名の軽費老人ホームの場合は、以下の引上げ額となる。

・サービス提供費：H20 基準額 67,300 円×1.35＝90,900 円

（次ページ参照）

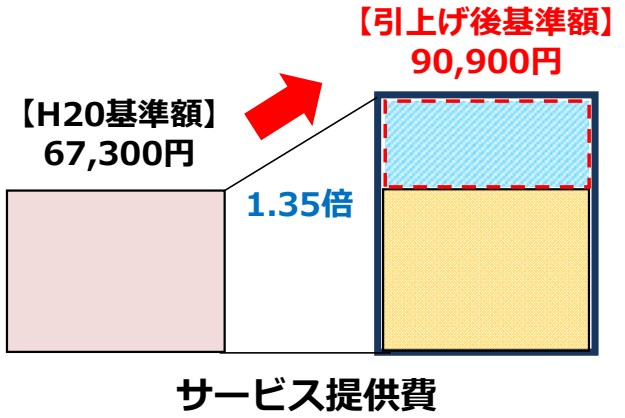
4　関連　養護・軽費老人ホームに関する地方自治体における独自改定の例

②軽費老人ホームにかかる改定の例

※特定施設の指定を受けていない場合。金額は入所者1名・月当たり

■入所者数（年平均）：50名の施設の場合

国家公務員初任給の上昇率（H19年度⇒R7年度で**1.35倍**）を踏まえたサービス提供費の改定例



※　上記を踏まえつつ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案の上、適切な方法で改定を行っていただくよう、積極的な対応をお願いする。
※　「H20基準額」は、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）の「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」による額を用いたもの。

なお、地方自治体においては、上記を踏まえつつ、社会経済情勢や各地域の実情等を勘案の上、適切な方法で地方自治体独自の改定を行っていただくよう、積極的な対応をお願いする。

特に、養護老人ホームに係る改定については、物価水準等の反映や職員の処遇改善のための基準改定などについて、事務を担う個々の市町村における改定作業の負担が大きいことが指摘されているところ、都道府県においては、老人福祉法第 6 条の 2 の趣旨及び令和７年度に実施した「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた地方自治体の取組に関する調査研究事業 地方自治体ブロック会議」において当省より説明、情報提供した内容を踏まえ、管内市区町村に対し、必要な連絡調整、情報提供、援助、助言をお願いする。

（参考資料）

令和７年度養護老人ホーム、軽費老人ホームに関する実態把握調査の結果について

※「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について」（令和８年１月 13 日老高発 0113 第１号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）別紙について、当該通知発出後に得た回答を踏まえ更新を行ったもの

【養護老人ホーム】
施設が所在又は広域連合等により運営している 662 団体の有効回答（未回答を除く）を集計
※養護老人ホームについては、７年度調査では広域連合からの回答について１回答として集計しており、６年度調査（広域連合からの回答を複数回答として集計）と異なることに要留意
【軽費老人ホーム】
利用料等を定める 128 団体（都道府県・指定都市・中核市）の有効回答（未回答を除く）を集計

１　令和３年度補正予算（令和４年度介護報酬改定）による処遇改善

【養護老人ホーム】

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
支弁額等の改定実施済み	579 団体（88.0%）	636 団体（79.9%）
支弁額等の改定を実施する見込み	６団体（0.9%）	15 団体（1.9%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	31 団体（4.7%）	13 団体（1.6%）
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	21 団体（3.2%）	122 団体（15.3%）
R7 対応予定無し / R6 未回答	21 団体（3.2%）	10 団体（1.3%）

【軽費老人ホーム】

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
利用料等の改定実施済み	120 団体（93.8%）	121 団体（94.5%）
利用料等の改定を実施する見込み	０団体（0.0%）	０団体（0.0%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	６団体（4.7%）	５団体（3.9%）
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	１団体（0.8%）	２団体（1.6%）
R7 対応予定無し / R6 未回答	１団体（0.8%）	０団体（0.0%）

２　消費税率の引上げに伴う改定

【養護老人ホーム】

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
支弁額等の改定実施済み	590 団体（89.8%）	681 団体（85.6%）
支弁額等の改定を実施する見込み	12 団体（1.8%）	14 団体（1.8%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	18 団体（2.7%）	７団体（0.9%）
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	19 団体（2.9%）	84 団体（10.6%）
R7 対応予定無し / R6 未回答	18 団体（2.7%）	10 団体（1.3%）

（うち、改定実施済みと回答した自治体の対応状況）

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
消費税率５→８％引上げ分のみ実施（８→10%は未実施）	３団体（0.5%）	９団体（1.3%）
消費税率８→10%引上げ分のみ実施（５→８％は未実施）	90 団体（15.3%）	140 団体（20.6%）
消費税率５→10%（５→８→10%）引上げ分を実施	497 団体（84.2%）	528 団体（77.5%）
当該項目未回答		４団体（0.6%）

【軽費老人ホーム】

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
利用料等の改定実施済み	119 団体（93.0%）	117 団体（91.4%）
利用料等の改定を実施する見込み	４団体（3.1%）	１団体（0.8%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	２団体（1.6%）	２団体（1.6%）
検討・調整中、施設との協議中による未改定等	２団体（1.6%）	８団体（6.3%）
R7 対応予定無し / R6 未回答	１団体（0.8%）	０団体（0.0%）

（うち、改定実施済みと回答した自治体の対応状況）

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
消費税率５→８％引上げ分のみ実施（８→10%は未実施）	２団体（1.7%）	２団体（1.7%）
消費税率８→10%引上げ分のみ実施（５→８％は未実施）	７団体（5.9%）	24 団体（20.5%）
消費税率５→10%（５→８→10%）引上げ分を実施	110 団体（92.4%）	91 団体（77.8%）
当該項目未回答		０団体（0.0%）

３　令和６年度介護報酬改定等を踏まえた対応

【養護老人ホーム】

介護職員の処遇改善分

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
支弁額等の改定実施済み	521 団体（79.3%）	47 団体（5.9%）
支弁額等の改定を実施する見込み	12 団体（1.8%）	314 団体（39.4%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	36 団体（5.5%）	47 団体（5.9%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	60 団体（9.1%）	319 団体（40.1%）
支弁額等の改定予定なし	28 団体（4.3%）	58 団体（7.3%）
当該項目未回答		11 団体（1.4%）

介護職員以外の処遇改善分

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
支弁額等の改定実施済み	499 団体（75.8%）	65 団体（8.2%）
支弁額等の改定を実施する見込み	13 団体（2.0%）	253 団体（31.8%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	38 団体（5.8%）	50 団体（6.3%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	74 団体（11.2%）	336 団体（42.2%）
支弁額等の改定予定なし	34 団体（5.2%）	81 団体（10.2%）
当該項目未回答		11 団体（1.4%）

食費の基準費用額引き上げ（60 円／日）分

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
支弁額等の改定実施済み	522 団体（79.7%）	26 団体（3.3%）
支弁額等の改定を実施する見込み	17 団体（2.6%）	342 団体（43.0%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	21 団体（3.2%）	15 団体（1.9%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	67 団体（10.2%）	320 団体（40.2%）
支弁額等の改定予定なし	28 団体（4.3%）	80 団体（10.1%）
当該項目未回答		13 団体（1.6%）

【軽費老人ホーム】

介護職員の処遇改善分

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
支弁額等の改定実施済み	116 団体（90.6%）	22 団体（17.2%）
支弁額等の改定を実施する見込み	１団体（0.8%）	63 団体（49.2%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	５団体（3.9%）	４団体（3.1%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	４団体（3.1%）	34 団体（26.6%）
支弁額等の改定予定なし	２団体（1.6%）	５団体（3.9%）
当該項目未回答		０団体（0.0%）

介護職員以外の処遇改善分

	令和７年度調査	参考：令和６年度調査
支弁額等の改定実施済み	114 団体（89.1%）	11 団体（8.6%）
支弁額等の改定を実施する見込み	３団体（2.3%）	52 団体（40.6%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	４団体（3.1%）	３団体（2.3%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	４団体（3.1%）	50 団体（39.1%）
支弁額等の改定予定なし	３団体（2.3%）	11 団体（8.6%）
当該項目未回答		０団体（0.0%）

４　令和６年度補正予算（介護人材確保・職場環境改善等事業）による処遇改善

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	25 団体（3.8%）	17 団体（13.3%）
支弁額等の改定を実施する見込み	124 団体（18.9%）	49 団体（38.3%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	32 団体（4.9%）	０団体（0.0%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	374 団体（57.0%）	57 団体（44.5%）
支弁額等の改定予定なし	101 団体（15.4%）	５団体（3.9%）

５　地方自治体独自の改定

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム
支弁額等の改定実施済み	48 団体（7.3%）	14 団体（10.9%）
支弁額等の改定を実施する見込み	10 団体（1.5%）	２団体（1.6%）
他施策の活用や独自財源により一定の対応を実施等	26 団体（4.0%）	２団体（1.6%）
支弁額等の改定等について検討・調整中	328 団体（50.2%）	66 団体（51.6%）
支弁額等の改定予定なし	242 団体（37.0%）	44 団体（34.4%）